

静岡県告示第275号

静岡県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年静岡県告示第366号の6）の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 県の機関及び地方独立行政法人（県が単独で設立するものに限る。以下同じ。）が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条の<u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定</u>、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となるものに関する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年静岡県告示第366号の7）に基づき、公平な、かつ、独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、静岡県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 県の機関及び地方独立行政法人（県が単独で設立するものに限る。以下同じ。）が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条の<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定</u>、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となるものに関する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年静岡県告示第366号の7）に基づき、公平な、かつ、独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、静岡県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公示の日から施行する。